

○横芝光町立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要綱

平成20年3月3日

教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、横芝光町立図書館（以下「図書館」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、町の広報媒体としての品格、公共性及び公益性を妨げないものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (5) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (6) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (7) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (8) 暴力団その他反社会的団体が関与するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、横芝光町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が広告掲載として適切でないと認めるもの

(広告の掲載数及び掲載位置)

第3条 広告掲載数及び掲載位置は、教育委員会が別に定める。

(広告の規格)

第4条 広告の1枠当たりの規格は、次の各号に掲げる規格の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 縦 天地60ピクセル
- (2) 横 左右120ピクセル
- (3) 容量 4キロバイト以内
- (4) データ形式 GIF形式

2 広告は、静止画像とし、アニメーションGIFを使用したもの、ループ等の画像は使用してはならない。

(掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、連続する掲載期間は当該年度末までとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所を有するもの 月額 6,000円
- (2) 町内に事業所を有しないもの 月額 10,000円

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、町広報紙及びホームページで行うものとする。

2 募集は、4月から翌年3月までの間に係る掲載枠について行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、横芝光町立図書館ホームページバナー広告掲載申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申し込むものとする。ただし、町税の滞納又は法令等の違反がある場合は、申込者となることはできない。

- (1) 会社案内、パンフレット等（事業内容がわかるもの）
- (2) 市区町村民税の納税証明書等
- (3) 広告原稿（案）となる画像データを印刷したもの
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第9条 教育委員会は、前条の申込みがあったときは、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、広告掲載の可否を決定したときは、横芝光町立図書館ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により申込者へ通知するものとする。

3 教育委員会は、申込みが第3条に規定による掲載数を超えるときは、次に定める各号の順により広告掲載の可否を決定するものとする。なお、同順位のものにあっては、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するものに係る広告

(2) 町内に事業所等を有するものに係る広告

(3) 町外に事業所等を有するものに係る広告

4 前項の規定によっても申込みが第3条に規定による掲載数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、教育委員会の指定する期日までに第6条に規定する広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、教育委員会が指定する方法により広告主の負担で作成し、指定する期日までに電子記録媒体等により提出するものとする。

(広告内容の責任)

第12条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号に該当する場合は、横芝光町立図書館ホームページバナー広告申込内容変更届（別記第3号様式）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 広告掲載を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(広告掲載決定の取消し)

第14条 教育委員会は、次の各号に該当する場合には、広告掲載の決定を取り消す

ことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき。
- (4) 広告主から横芝光町立図書館ホームページバナー広告申込内容変更届により、広告掲載を取り下げる旨の届出があったとき。
- (5) その他ホームページへの広告掲載が適切でないと教育委員会が判断したとき。

2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、横芝光町立図書館ホームページバナー広告掲載決定取消通知書（別記第4号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の返還）

第15条 広告主の責めによらない理由により、広告が掲載できなくなったときは、当該広告掲載料を返還する。

2 広告主の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料は返還しない。

（免責事項）

第16条 広告主は、次の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載の停止による広告料金の返還、損害の補償等を町及び教育委員会に請求しないこととする。

- (1) 図書館のサーバー、ソフトウェア等の点検又は改良による停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他図書館のコンピュータへの不正アクセス、日本国内における戦争等の有事に起因するサーバー、通信回線等の事故又は障害による停止

2 町及び教育委員会は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、教育委員

会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年教育委員会告示第1号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第8条)

横芝光町立図書館ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

横芝光町教育委員会 様

住所
会社・団体名
代表者名 ⑩
電話番号

横芝光町立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要綱第8条により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

リンク先のURL	
バナー広告原稿	<input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> データ
掲載希望期間	年 月から 年 月まで (箇月間)
広告主の概要	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり
【担当者連絡先】 担当者名： E-mail： 電話番号：	

- 注意：1 バナー広告の規格は縦60ピクセル、横120ピクセル、データ容量4キロバイト以内
2 掲載期間は1箇月単位
3 月の途中で掲載を中止した場合、料金は返還しません。
4 申請内容に変更が生じた場合等は、必ず連絡してください。

第2号様式(第9条)

横芝光町立図書館ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

横芝光町教育委員会 印

年 月 日に申請のありました横芝光町立図書館ホームページへのバナー
広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容

- 掲載する。
 掲載しない。(理由：)

2 広告掲載期間

年 月から 年 月まで

3 広告原稿の提出期限

年 月までに電子記録媒体等により提出してください。

4 広告掲載料の納入

納入通知書により、納入期限までにお支払ください。

5 その他

広告掲載については、横芝光町立図書館ホームページバナー広告掲載取扱要綱に従って
ください。

第3号様式(第13条)

横芝光町立図書館ホームページバナー広告申込内容変更届

年 月 日

横芝光町教育委員会 様

住所
会社・団体名
代表者名
電話番号



横芝光町立図書館ホームページバナー広告の掲載について、次のとおり変更します。

変 更 す る 内 容	
変 更 前	
変 更 後	

第4号様式(第14条)

横芝光町立図書館ホームページバナー広告掲載決定取消通知書

年 月 日

様

横芝光町教育委員会 印

年 月 日付で決定した広告掲載については、下記の理由により決定を取り消したので通知します。

記

(取消しの理由)